

## 都市づくり支援事業普及啓発活動に関する要綱

### (目的)

第1条 本要綱は、都民に対して、都市づくりの重要性を広く PR することを目的として、公益財団法人東京都都市づくり公社（以下「公社」という。）が、普及啓発活動（以下「活動」という。）を行うために必要な事項を定めるものとする。

### (活動の内容)

第2条 公社が行う活動の内容は、東京の都市づくりに関する、次の各号に掲げるものとする。

- (1) 研修会・講習会・講座・相談会・勉強会
  - (2) 出前授業
  - (3) 工事・施設等の見学会
- 2 他団体が主催するイベントへの参加
  - 3 その他、都市づくりに寄与する活動

### (実施の決定)

第3条 前条の実施にあたっては、公益事業課が企画立案し、事業推進部長の決裁により実施するものとする。ただし、都市づくりに関連した新たな活動を実施する場合については、都市づくり支援事業企画立案委員会（以下「委員会」）で審議するものとする。

### (実施の手続き)

第4条 公社が、第2条の活動を自ら実施する場合には、その開催に必要な契約手続きを行うものとする。

- 2 公社は、他団体が主催するイベントへ参加する場合には、必要に応じて、相手方に対し申込みを行い、またその内容に応じ、契約等を締結するものとする。
- 3 公社は、前号の契約等で規定した内容を変更する必要がある場合は、相手方と協議のうえ、それを変更するものとする。
- 4 公社は、第1項及び第2項で締結された契約等もしくは公社諸規定に基づき、必要な金額を相手方に支払うものとする。

### (活動の中止)

第5条 天災その他やむを得ない事情等により、活動を継続することが困難となった場合は、相手方と協議のうえ、中止する。

(安全管理対策)

第6条 社は、活動にかかる現場等の危険箇所を予め把握し、参加者の安全確保に努め、参加者に対しては、次に掲げる事項を守るよう義務付けるものとする。

- (1) 施設、設備、展示品を破壊し、又は汚損しないこと。
- (2) 指定場所以外立ち入らないこと。
- (3) その他社が指示する事項を遵守すること。

2 社は、活動にかかり必要に応じ、その参加者を対象に事前に保険を付保するものとする。

(個人情報)

第7条 社は、各事業の実施に際し、社個人情報保護規程・個人情報保護管理要綱に基づき、個人情報の適正な管理を行うものとする。

(実施活動の公表)

第8条 社は、活動が終了したときは、社のホームページ等を通して、その成果を公表するものとする。

(その他)

第9条 本要綱に定めのない事項は、別途社が定めるものとする。

附則

この要綱は、平成25年4月1日から施行する。